

★医療保険の資格情報が確認できる資料の種類及び提出範囲

加入医療保険		加入医療保険の変更 (支給認定基準世帯員の変更を伴う場合を含む)	支給認定基準世帯員の変更 (加入医療保険の変更を伴わない場合)	(参考:支給認定基準世帯員)
市町村国保	京都市 国保	患者本人の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入していれば添付不要 ※患者本人が国民健康保険に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者分の医療保険の資格情報も必要	不要	患者本人及び同じ市町村国保に加入している方全員
	京都市 以外の 国保	患者本人及び同じ国保に加入している方全員分の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入しており、かつ、患者本人(及び、変更により新たに加わった支給認定基準世帯員がいる場合は、その全員分)のマイナンバーが記入されていれば添付不要 ※患者本人が国民健康保険に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者分の医療保険の資格情報が確認できる資料も必要	変更により新たに加わった支給認定基準世帯員全員分の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※変更により新たに加わった支給認定基準世帯員全員分のマイナンバーが記入されていれば添付不要 ※患者本人が国民健康保険に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者を支給認定基準世帯員に含む	※患者本人が国保に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者も含む
後期高齢者 医療連合	京都府 後期 高齢	患者本人の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入していれば添付不要	不要	
	京都府 以外の 後期 高齢	患者本人及び住民票が同じ世帯で後期高齢者医療に加入している方全員分の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入しており、かつ、患者本人(及び、変更により新たに加わった支給認定基準世帯員がいる場合は、その全員分)のマイナンバーが記入されていれば添付不要	変更により新たに加わった支給認定基準世帯員全員分の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※変更により新たに加わった支給認定基準世帯員全員分のマイナンバーが記入されていれば添付不要	患者本人と住民票が同じ世帯で、後期高齢者医療に加入している方全員
国民健康保険組合		患者本人及び同じ国保組合に加入している方全員分の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入しており、かつ、患者本人(及び、変更により新たに加わった支給認定基準世帯員がいる場合は、その全員分)のマイナンバーが記入されていれば添付不要	変更により新たに加わった支給認定基準世帯員全員分の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※変更により新たに加わった支給認定基準世帯員全員分のマイナンバーが記入されていれば添付不要	患者本人及び同じ国保組合に加入している方全員
被用者保険		患者本人及び被保険者の医療保険の資格情報が確認できる資料※1の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入しており、かつ、患者本人(及び、被保険者の変更がある場合は、被保険者)のマイナンバーが記入されていれば添付不要		・患者本人が被保険者の場合 患者本人 ・患者本人以外が被保険者の場合 被保険者(ただし、被保険者が非課税の場合は、患者本人と被保険者)

※1 医療保険の資格情報が確認できる資料(以下のいずれか)

- ・マイナポータルでの資格情報の画面又はデータを印字したもの
- ・資格確認書
- ・資格情報のお知らせ
- ・健康保険証(令和7年12月1日まで)

※ 上記の資料がない場合は、加入されている保険の種類がわかれば、マイナンバーカードか、個人番号通知書と身分証明書を提示いただき、本市のシステムを通じ、加入保険の資格情報確認を行うことは可能です。

ただし、窓口では確認に時間を要しますので、予め御了承ください。